

ふじみ野市犯罪被害者等支援条例（案）

市では、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するための施策の一つとして、「ふじみ野市犯罪被害者等支援条例」を策定します。

このたび、条例案を作成しましたので、パブリック・コメントを実施します。皆様のご意見をお寄せください。

1 意見の募集期間

令和4年12月12日（月）から令和5年1月10日（火）まで（必着）

2 意見を提出できる人

- (1) 市内在住・在勤・在学の人
- (2) 市内に事務所・事業所を持つ団体・法人
- (3) 市に対して納税義務を有する人
- (4) 利害関係のある人

3 公表場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 市役所本庁舎1階資料閲覧コーナー
- (3) 大井総合支所1階情報提供コーナー
- (4) 出張所
- (5) ふじみ野ステラ・イースト
- (6) 上福岡西公民館
- (7) 各図書館
- (8) フクトピア
- (9) 市民総合相談室

4 提出方法

公表場所に用意してある「意見提出用紙」（市ホームページからダウンロード可）に住所・氏名・電話番号を明記の上、期間内に郵送、ファクス、メールをしていただくか、意見募集箱に投函または市民総合相談室に持参、もしくは電子申請で申し込んでください。

5 条例案の音声データ

視覚に障がいがある人に条例案を録音したカセットテープをお貸ししています。（広報広聴課049-262-9003）にご連絡ください。

6 あて先

〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1 市民総合相談室

(FAX)049-261-5960 (Mail)shiminsodan@city.fujimino.saitama.jp)

7 問合せ

市民総合相談室 (TEL 049-262-9025)